庄原市社協通所介護事業所どんぐり

（居宅サービス）

運　営　規　程

社会福祉法人　庄原市社会福祉協議会

庄原市社協通所介護事業所どんぐり運営規程

（居宅サービス）

（事業の目的）

第1条　　　社会福祉法人庄原市社会福祉協議会が開設する庄原市社協通所介護事業所どんぐり（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な本事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条　　　市町及び地域包括支援センターと協働して地域包括ケアシステム構築に尽力し、利用者がその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の支援及び機能訓練を行う。

２　利用者の自立支援・重度化防止に資する質の高いサービスの実現を目指す。

（１）利用者の意思及び人格を尊重して､常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める｡

（２）利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上に努める。

（３）地域との結びつきを重視する。

（４）利用者・家族の社会的孤立感の解消及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減に配慮する。

（５）市町、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努める。

３　在宅生活における利用者の心身の状態や変化等に関する情報について、市町及び担当者居

宅介護支援事業所等へ報告し、医療と介護の連携強化に努める。

４　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

５　提供する本事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿っ

たものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条　　　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　庄原市社協通所介護事業所どんぐり

　　　　（２）所在地　　広島県庄原市高野町新市１１５０番地１

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　　　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　１名

　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）通所職員等　　生活相談員　６名

　　　　　　　　　　　　　　看護職員　７名

　　　　　　　　　　　　　　介護職員　１９名

　　　　　　　　　　　　　　機能訓練指導員　７名

調理員　９名

栄養士　１名

運転手　２名

　　　　　　　①通所職員等は、本事業の提供にあたる。

　　　　　　　②生活相談員は、本事業の利用申込みに係る調整、居宅サービス計画に基づく通所介護計画の作成･変更を行う。また、利用者に対し日常生活上の相談や介護その他必要な業務を行う。

　　　　　　　③看護職員、介護職員は利用者の心身の状況等を的確に判断し、必要な日常生活上の介　　　　　　　　　　護や健康管理、その他必要な業務の提供を行う。

　　　　　　　④機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指　導、助言を行う。

　　　　　　　⑤調理員は、利用者の昼食等調理する。

　　　　　　　⑥運転手は、利用者の送迎をする。

　　　　　　　⑦栄養士は、利用者の栄養，摂取状態等を把握し、献立を作成、また栄養改善のための

指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　　　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営　業　日　　　　　　　月曜日から土曜日までとする。

　　　　　　　　　　　　　　※ただし、８月１４日・１５日、１２月３１日から１月３日までは休日とするが、利用者の状況によってはこの限りではない。

（２）営業時間　　　　　　　　原則として、午前７時から午後７時までとする。

（３）サービス提供時間帯　　　午前８時から午後５時までの９時間とする。

※ただし、利用者の状況によってはこの限りではない。

（４）その他　　　　　　　　　電話等により、２４時間、常時連絡が可能な体制とする。

（本事業の利用定員）

第６条　　　本事業の利用定員は、次のとおりとする。

１単位目　定員　３８　名　（介護予防通所サービス定員を含む）

（本事業の提供方法、内容）

第７条　　　本事業の内容は、居宅サービス計画及び通所介護計画に基づいてサービス提供を行う。

ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービス

を利用できるものとし、次に掲げるサービスから必要なサービスを提供する。

（１）身体介護に関すること

　日常生活動作能力の程度に応じて、必要な支援及びサービスを提供する。

　　　　（２）入浴に関すること

　　　　　　　居宅において入浴することが困難な利用者に対して、一般浴槽による必要な入浴サービ

スを提供する。

　　　　（３）食事に関すること

　　　　　　　給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

　　　　（４）機能訓練に関すること

　　　　　　　日常生活を営むのに必要な体力や機能の低下を防止するための訓練並びに、利用者の心

身の活性化を図るためのサービスの提供を行う。

　　　　（５）栄養改善に関すること

　　　　　　　低栄養状態にある利用者に対して、栄養食事相談等の栄養改善サービスを行う。

　　　　（６）口腔ケアに関すること

　　　　　　　口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する指導若しくはサービス

　　　　　　の提供を行う。

　　　　（７）送迎に関すること

　　　　　　　障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者に対し専用車両で送迎を行う。

　　　　（８）相談・助言に関すること

　　　　　　　利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

（本事業の利用料、その他の費用の額）

第８条　　　 利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

２　 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の

事業の実施地域を超えた地点から、路程１キロメートル当たり２５円を実費として徴収す

る。

　　　　３　 食費（＝食材料費＋調理費）として１食あたり７００円を実費として徴収する。

４　 前２項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　　　 事業所の通常の事業の実施地域は、庄原市高野町、庄原市比和町、庄原市口和町、の区域

とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条　　 利用者は、本事業の提供を受ける際には、主治医等の診断内容や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供をうけるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第11条 従業者は、本事業を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条　　 本事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講ずる

ほか、管理者に連絡の上、その指示に従う。

２　 事業所は、日常的に具体的な対処方法や、避難経路及び協力機関等との連携方法等の非

常災害に関する具体的計画をたてておくとともに、定期的な避難訓練、防災訓練、通報訓練

その他必要な訓練を年２回以上行う。

（衛生管理等）

第13条　　　事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行い、全ての従業者に対し、健康

診断等を定期的に実施する。

２　 事業所は、設備及び本事業に使用する備品等を清潔にし、常に衛生管理に留意する。

３　 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる

措置を講じるものとする。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（秘密の保持等）

第14条　 　 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことの

　　 ないよう、また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、事業所と従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（相談・苦情処理）

第15条　　　 利用者又はその家族等からの相談、苦情等受付ける窓口を設置し、迅速かつ適切に対応

を行うための措置を講じる。

　　　　２　前項の相談、苦情の内容等を記録し、その内容を踏まえ、サービス向上、改善に向けた

　　　　　　取組みを行う。

　　　　３　市町、地域の相談及び援助を行う事業等に積極的に協力するなど、地域との連携に努める。

（事故発生時の対応）

第16条　　　従業者は、本事業を提供中に事故が発生した場合は、市町、家族等の緊急連絡先、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、管理者に連絡を行い、適切な対応を行うなど必要な措置を講じる。

　　　　　　　また、事故の状況及び採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

第17条　　 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するのため、次の措置を講じる。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
2. 虐待防止のための指針の整備
3. 虐待を防止するための定期的な研修の実施
4. 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

　　　　２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報する。

（業務継続計画の策定等）

第18条　　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防

通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るた

めの計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を

講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練

を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行

うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第19条　　　事業所は、従業者の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　　　　採用１年以内

　（２）継続研修　　　　　年１回

　（３）その他の研修

　　　　 ２　事業所は、運営責任者と主任等で常にサービス内容を検討する定期的な会議を行う。

３　従業者は常に身分証明証を携帯し、求めに応じ提示するものとする。

４　この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人庄原市社

会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、平成１７年　　４月　　１日から施行する。

この規程は、平成１７年　１０月　　１日に改正する。

この規程は、平成１８年　　４月　　１日に改正する。

この規程は、平成１８年　１１月　　１日に改正する。

この規程は、平成１９年　　４月　　１日に改正する。

この規程は、平成１９年　　８月　　１日に改正する。

　　　　　この規程は、平成２０年　　４月　　１日に改正する。

この規程は、平成２０年　１０月　　１日に改正する。

　　　　　この規程は、平成２１年　１２月　　１日に改正する。

　　　　　この規程は、平成２２年　　４月　　１日に改正する。

　　　　　この規程は、平成２３年　　４月　　１日に改正する。

　　　　　この規程は、平成２５年　　５月　　１日に改正する。

　　　　　この規程は、平成２５年　　８月　　１日に改正する。

　　　　　この規程は、平成２６年　　９月　　１日に改正する。

この規程は、平成２７年　　４月　　１日に改正する。

　　　　　この規程は、平成２７年　１０月　　１日に改正する。

　　　　　この規程は、平成２８年　　４月　　１日に改正する。

　　　　　この規程は、平成２８年　１２月　１０日に改正する。

　　　　　この規程は、平成２９年　　４月　　１日に改正する。

　　　　　この規程は、平成３０年　　４月　　１日に改正する。

　　　　　この規程は、平成３１年　　４月　　１日に改正する。

　　　　　この規程は、令和　２年　　４月　　1日に改正する。

　　　　　この規程は、令和　３年　　４月　　1日に改正する。

この規程は、令和　５年　　４月　　１日に改正する。

この規程は、令和　６年　　４月　　１日に改正する。

この規程は、令和　７年　　４月　　１日に改正する。